

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給水加熱器ドレンポンプ（A）メカニカルシール部より水のリーク（微量）による水溜り（10×10cm）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（C）のグランドシール部の温度が上昇したため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	2号及び廃棄物処理建屋操作室ホットライン通話機の音声を通じない場合があるため、当該通話機を点検・修理	D	
4	2号機	所内用空気系空気圧縮機のシリンダ（No. 1）冷却水温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・調整	D	
5	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）海水側差圧計用検出配管継手部に海水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	エリア放射線モニタの点検において作業内容の変更を依頼したが、関連する定期事業者検査の検査助勢作業についても内容変更を依頼すべきところ、変更手続きをしていないことが判明したため、対応検討	C	
7	3号機	主発電機密封油処理装置の密封油真空ポンプ（A）の点検において、ゴムカップリングに亀裂が認められたため、当該部を交換	D	
8	3号機	主復水器逆洗弁（2台）の点検において、弁体ゴムライニングに剥離及びびズが認められたため、当該部を修理	D	
9	3号機	3号機主復水器（A）チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計6本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
10	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器ろ材保持ポンプ（B）軸受油補給口キャップのOリングが損傷しているため、当該Oリングを交換	D	
11	4号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口導電率計の指示値が警報設定値に達しているにも関わらず「廃液脱塩器出口電導度高」の警報発生が認められないため、当該導電率測定回路を点検・修理	D	
12	5号機	不活性ガス系供給用窒素加熱器に温度制御不良が認められたため、当該加熱器を点検・修理	D	
13	5号機	ほう酸水注入系ポンプ定例試験において、試験用配管元弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（B）内部への軸シール水の漏れ込みが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	中性子計測系起動領域モニタ（D）に指示値不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
16	6号機	非常用ガス処理系プロセス放射線モニタ記録計の点検において、当該記録計の駆動部品に動作不良が認められたため、当該記録計を修理	D	
17	6号機	照明用分電盤内のしゃ断器（高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機室）がトリップしており再投入出来なかったため、当該回路を点検・修理	D	
18	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機（B）出口配管に詰りが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
19	集中環境施設	廃棄物処理補機冷却海水系海水ストレーナ（C）入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで